

佐賀県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 6 月27日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第39号

佐賀県税条例の一部を改正する条例
(佐賀県税条例の一部改正)

第1条 佐賀県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(個人の県民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第35条の5 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、<u>施行規則</u>で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の2第1項に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を經由して、当該給与所得者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(納入申告書の提出)</p> <p>第39条の5 分離課税に係る所得割の特別徴収義務者は、第35条の2第1項の規定により分離課税に係る所得割を徴収する場合には、<u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>で定める様式によって、その徴収すべき分離課税に係る所得割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を、法第328条の5第2項又は第3項の規定による納入申告書とあわせて、市町長に提出しなければならない。</p>	<p>(個人の県民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第35条の5 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、<u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の2第1項に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を經由して、当該給与所得者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(納入申告書の提出)</p> <p>第39条の5 分離課税に係る所得割の特別徴収義務者は、第35条の2第1項の規定により分離課税に係る所得割を徴収する場合には、<u>施行規則</u>で定める様式によって、その徴収すべき分離課税に係る所得割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を、法第328条の5第2項又は第3項の規定による納入申告書とあわせて、市町長に提出しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(納税義務者等)</p> <p>第57条 略</p> <p>2 家屋が新築された場合においては、当該家屋について最初に使用又は譲渡（独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが注文者である家屋の新築に係る請負契約に基づく当該注文者に対する請負人からの譲渡が当該家屋の新築後最初に行われた場合は、当該譲渡の後最初に行われた使用又は譲渡。以下この項において同じ。）が行われた日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。ただし、家屋が新築された日から6月を経過して、なお、当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われない場合においては、当該家屋が新築された日から6月を経過した日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。</p> <p>3～5 略</p> <p>附 則</p> <p>(公益法人等に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第1条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、施行令で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に</p>	<p>(納税義務者等)</p> <p>第57条 略</p> <p>2 家屋が新築された場合においては、当該家屋について最初に使用又は譲渡（独立行政法人都市再生機構又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが注文者である家屋の新築に係る請負契約に基づく当該注文者に対する請負人からの譲渡が当該家屋の新築後最初に行われた場合は、当該譲渡の後最初に行われた使用又は譲渡。以下この項において同じ。）が行われた日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。ただし、家屋が新築された日から6月を経過して、なお、当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われない場合においては、当該家屋が新築された日から6月を経過した日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。</p> <p>3～5 略</p> <p>附 則</p> <p>(公益法人等に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第1条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、施行令で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に</p>

改正前	改正後
<p>係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。</p> <p>(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該納税義務者の法第314条の3、法第314条の6から第314条の8まで、法附則第5条第3項、法附則第5条の4第6項、<u>法附則第5条の4の2第5項</u>及び法附則第5条の5第2項の規定を適用して計算した場合の所得割の額</p> <p>3 略</p> <p>(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第5条の5 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条及び次条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除</p>	<p>係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。</p> <p>(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該納税義務者の法第314条の3、法第314条の6から第314条の8まで、法附則第5条第3項、法附則第5条の4第6項、<u>法附則第5条の4の2第6項</u>及び法附則第5条の5第2項の規定を適用して計算した場合の所得割の額</p> <p>3 略</p> <p>(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第5条の5 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条及び次条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除</p>

改正前	改正後
<p>した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年以後の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）</p> <p>(2) アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額 ア・イ 略 ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額、租税特別措置法第10条（同法第10条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第10条の2の2から第10条の5まで及び第10条の6（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに震災特例法第10条の2から第10条の3の2までの規定による控除額の合計額</p> <p>(3) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税に</p>	<p>した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第4項まで若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年以後の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）</p> <p>(2) アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額 ア・イ 略 ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額、租税特別措置法第10条（同法第10条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第10条の2の2から第10条の5の4まで及び第10条の6（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに震災特例法第10条の2から第10条の3の3までの規定による控除額の合計額</p> <p>(3) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税に</p>

改正前	改正後
<p>ついて、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の5まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）第2条又は所得税法第95条の規定の適用があった場合には、これらの規定の適用がなかったものとして計算した金額）</p> <p>2・3 略</p> <p>第5条の6 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項若しくは第5項若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特</p>	<p>ついて、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）第2条又は所得税法第95条の規定の適用があった場合には、これらの規定の適用がなかったものとして計算した金額）</p> <p>2・3 略</p> <p>第5条の6 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第12項まで若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までの</p>

改正前	改正後
<p>別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）</p> <p>(2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の5まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条又は所得税法第95条の規定の適用があった場合には、これらの規定の適用がなかったものとして計算した金額）</p> <p>2・3 略</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで又</p>	<p>規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）</p> <p>(2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条又は所得税法第95条の規定の適用があった場合には、これらの規定の適用がなかったものとして計算した金額）</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成29年までであって、かつ、租税特別措置法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。</u></p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、</p>

改正前	改正後
<p>は第37条の9の2から第37条の9の5までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>4 略 (不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)</p> <p>第17条の3 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第57条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。</p> <p>2 略</p>	<p>第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>4 略 (不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)</p> <p>第17条の3 独立行政法人都市再生機構又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第57条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。</p> <p>2 略</p>

第2条 佐賀県税条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(納税義務者等)</p> <p>第30条 県民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合計額によって、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合計額によって、第2号及び第4号に掲げる者に対しては均等割額によって、第4号の2に掲げる者に対しては法人税割額によって、第5号に掲げる者に対しては利子割額によって、第6号に掲げる者に対しては配当割額によって、第7号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によって課する。</p> <p>(1)～(4)の2 略</p> <p>(5) 利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等（法第24</p>	<p>(納税義務者等)</p> <p>第30条 県民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合計額によって、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合計額によって、第2号及び第4号に掲げる者に対しては均等割額によって、第4号の2に掲げる者に対しては法人税割額によって、第5号に掲げる者に対しては利子割額によって、第6号に掲げる者に対しては配当割額によって、第7号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によって課する。</p> <p>(1)～(4)の2 略</p> <p>(5) 利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等（法第24</p>

改正前	改正後
<p>条第8項に規定する営業所等をいう。以下この節において同じ。)で県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける者</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の11の4第1項の規定の適用につき同項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書が提出された同法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座（以下この号、第46条の21及び第46条の22において「選択口座」という。）に係る同法第37条の11の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等（第46条の21及び第46条の22第1項において「特定口座内保管上場株式等」という。）の同法第37条の12の2第2項に規定する譲渡（第46条の21及び第46条の22第1項において「譲渡」という。）の対価又は当該選択口座において処理された同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等（第46条の21及び第46条の22第1項において「上場株式等」という。）の同法第37条の11の3第2項に規定する信用取引等（第46条の21及び第46条の22第1項において「信用取引等」という。）に係る同法第37条の11の4第1項に規定する差金決済（第46条の21及び第46条の22第1項において「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額の支払を受ける個人で当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有するもの</u></p> <p>2～7 略 （寄附金税額控除）</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当</p>	<p>条第8項に規定する営業所等をいう。以下この節において同じ。)で県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける個人</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有するもの</u></p> <p>2～7 略 （寄附金税額控除）</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当</p>

改正前	改正後
<p>する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の4に相当する金額に法第37条の2第1項に規定する特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア～ウ 略 (信託財産に係る利子等の課税の特例)</p> <p>第46条の4 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人がその引き受けた集団投資信託(所得税法第13条第3項第1号に規定する集団投資信託をいい、国内にある営業所に信託されたものに限る。以下この条において同じ。)の信託財産について徴収された利子割の額は、施行令で定めるところにより、前2条の規定を適用した場合の当該集団投資信託の収益の分配に係る利子割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除すべき集団投資信託の信託財産について徴収された利子割の額は、当該集団投資信託の収益の分配の額の</p>	<p>する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の4に相当する金額に法第37条の2第1項に規定する特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>第46条の4 削除</p>

改正前	改正後
<p>計算上、当該収益の分配の額に加算する。 (国外公社債等の利子等に係る外国税額控除)</p> <p>第46条の5 利子割の納税義務者が法第23条第1項第14号ロに規定する国外公社債等の利子等又は同号ニに規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等につきその支払の際に所得税法第95条第1項に規定する外国所得税(施行令で定めるものを含む。)を課された場合において、当該外国所得税の額が租税特別措置法第3条の3第4項又は第8条の3第4項第1号の規定により所得税の額から控除することとされた額を超えるときは、当該超える金額は、当該納税義務者の第46条の2及び第46条の3の規定を適用した場合の利子割の額を限度として当該利子割の額から控除するものとする。この場合において、当該納税義務者(個人に限る。)に対する第34条の3の規定の適用については、当該外国所得税の額は、ないものとする。</p> <p>(利子割の市町に対する交付)</p> <p>第46条の10 県は、納入された利子割額に相当する額から、法第53条第26項の規定により控除し、同条第39項の規定により充当し、又は同条第40項の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額に、法第65条の2第1項の規定による請求に基づき他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定による請求に基づき他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額に施行令で定める率を乗じて得た額の5分の3に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町に係る個人の県民税の額に按分して交付するものとする。</p> <p>2 略 (国外株式の配当等に係る課税標準)</p>	<p>(<u>国外一般公社債等の利子等に係る外国税額控除</u>)</p> <p>第46条の5 利子割の納税義務者が法第23条第1項第14号ロに規定する国外一般公社債等の利子等又は同号ニに規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等につきその支払の際に所得税法第95条第1項に規定する外国所得税(施行令で定めるものを含む。)を課された場合において、当該外国所得税の額が租税特別措置法第3条の3第4項第1号又は第8条の3第4項第1号の規定により所得税の額から控除することとされた額を超えるときは、当該超える金額は、当該納税義務者の第46条の2及び第46条の3の規定を適用した場合の利子割の額を限度として当該利子割の額から控除するものとする。この場合において、当該納税義務者に対する第34条の3の規定の適用については、当該外国所得税の額は、ないものとする。</p> <p>(利子割の市町に対する交付)</p> <p>第46条の10 県は、納入された利子割額に相当する額に施行令で定める率を乗じて得た額の5分の3に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町に係る個人の県民税の額に按分して交付するものとする。</p> <p>2 略 (国外株式の配当等に係る課税標準)</p>

改正前	改正後
<p>第46条の13 特定配当等のうち租税特別措置法第8条の3第2項に規定する国外投資信託等の配当等又は同法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等に係るもの（以下本条、第46条の15及び第46条の16において「<u>国外特定配当等</u>」という。）の支払の際に徴収される所得税法第95条第1項に規定する外国所得税（施行令で定めるものを含む。）の額があるときは、第46条の11第1項に規定する支払を受けるべき特定配当等の額は、当該国外特定配当等の額から当該外国所得税の額に相当する金額を控除した後の金額とする。</p> <p>（配当割の特別徴収義務者の指定）</p> <p>第46条の15 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が<u>国外特定配当等</u>又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等（次条において「<u>上場株式等の配当等</u>」という。）である場合にあっては、その支払を取り扱う者）とする。</p> <p>（配当割の申告納入）</p> <p>第46条の16 前条の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際（特別徴収義務者が<u>国外特定配当等</u>又は上場株式等の配当等の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等又は上場株式等の配当等の交付の際）、その特定配当等について配当割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、施行規則で定める様式によって、その徴収すべき配当割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を知事に提出し、及</p>	<p>第46条の13 特定配当等のうち租税特別措置法第3条の3第4項第2号に規定する<u>国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等</u>、同法第8条の3第4項第2号に規定する国外投資信託等の配当等又は同法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等に係るもの（以下この条、第46条の15及び第46条の16において「<u>国外特定配当等</u>」という。）の支払の際に徴収される所得税法第95条第1項に規定する外国所得税（施行令で定めるものを含む。）の額があるときは、第46条の11第1項に規定する支払を受けるべき特定配当等の額は、当該国外特定配当等の額から当該外国所得税の額に相当する金額を控除した後の金額とする。</p> <p>（配当割の特別徴収義務者の指定）</p> <p>第46条の15 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が<u>国外特定配当等</u>、<u>租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等</u>（次条において「<u>上場株式等の配当等</u>」という。）又は同法第41条の12の2第3項に規定する<u>特定割引債の償還金に係る差益金額</u>（次項において「<u>償還金に係る差益金額</u>」という。）である場合にあっては、その支払を取り扱う者）とする。</p> <p>（配当割の申告納入）</p> <p>第46条の16 前条の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際（特別徴収義務者が<u>国外特定配当等</u>、<u>上場株式等の配当等</u>又は<u>償還金に係る差益金額の支払を取り扱う者</u>である場合には、当該取扱いに係る<u>国外特定配当等</u>、<u>上場株式等の配当等</u>又は<u>償還金に係る差益金額の交付の際</u>）、その特定配当等について配当割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、施行規則で定める様式によって、その徴収すべき配当割の課税標準額、税額その他必</p>

改正前	改正後
<p>びその納入金を納入しなければならない。この場合において、知事に提出すべき納入申告書には、施行規則で定める計算書を添付しなければならない。</p> <p>(株式等譲渡所得割の課税標準)</p> <p>第46条の18 略</p> <p>2 前項の特定株式等譲渡所得金額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によって算定する。</p> <p>(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者の指定)</p> <p>第46条の21 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で<u>当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものとする。</u></p> <p>(株式等譲渡所得割の申告納入)</p> <p>第46条の22 前条の特別徴収義務者は、<u>当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済（次項において「対象譲渡等」という。）により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収し、その徴収の日の属する年の翌年の1月10日（施行令で定める場合にあつては、施行令で定める日）までに、施行規則で定める様式によって、そ</u></p>	<p>要な事項を記載した納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。この場合において、知事に提出すべき納入申告書には、施行規則で定める計算書を添付しなければならない。</p> <p>(株式等譲渡所得割の課税標準)</p> <p>第46条の18 略</p> <p>(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者の指定)</p> <p>第46条の21 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で<u>特定株式等譲渡対価等</u>の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して<u>当該特定株式等譲渡対価等</u>の支払をするものとする。</p> <p>(株式等譲渡所得割の申告納入)</p> <p>第46条の22 前条の特別徴収義務者は、<u>特定株式等譲渡対価等</u>の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収し、その徴収の日の属する年の翌年の1月10日（施行令で定める場合にあつては、施行令で定める日）までに、施行規則で定める様式によって、その徴収すべき株式等譲渡所得割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。この場合において、知事に提出すべき納入申告書には、施行規則で定める計算書を添付しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>の徴収すべき株式等譲渡所得割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。この場合において、知事に提出すべき納入申告書には、施行規則で定める計算書を添付しなければならない。</p> <p>2 前条の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る租税特別措置法第37条の11の4第2項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額が同項に規定する源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなった場合には、その都度、当該選択口座に係る個人に対して当該満たない部分の金額に100分の5を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。</p> <p>附 則 (上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第6条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（上場</p>	<p>2 前条の特別徴収義務者は、租税特別措置法第37条の11の4第3項に規定する場合には、その都度、同項に規定する満たない部分の金額に100分の5を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。</p> <p>附 則 (上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第6条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第31条及び第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第3項第2号の規定により読み替えて適用される第32条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民</p>

改正前	改正後
<p>株式等に係る<u>配当所得の金額</u>（第3項第3号の規定により読み替えて適用される第32条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第5条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき<u>上場株式等の配当等に係る配当所得の金額</u>について第31条第1項及び第2項並びに第33条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の<u>上場株式等の配当等</u>に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第32条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第6条第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得の金額</u>」とする。</p> <p>(3) 第34条から第34条の4まで、附則第5条第1項、附則第5条の5第1項及び附則第5条の6第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則</p>	<p>税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第5条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項の規定のうち、<u>租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等</u>（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、<u>県民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、</u>県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき<u>特定上場株式等の配当等</u>に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第33条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の<u>特定上場株式等の配当等</u>に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第32条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第6条第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等の金額</u>」とする。</p> <p>(3) 第34条から第34条の4まで、附則第5条第1項、附則第5条の5第1項及び附則第5条の6第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則</p>

改正前	改正後
<p>第6条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の2中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第6条第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得の金額</u>」と、同条前段、第34条の3及び第34条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第6条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条第1項、附則第5条の5第1項及び附則第5条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第6条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の2後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第6条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第5条第1項中「<u>配当等に係るもの</u>」とあるのは「<u>配当等に係るもの及び附則第6条第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得</u>（同項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第6条第1項に規定する上場株式等に係る<u>課税配当所得の金額の合計額</u>」とする。</p> <p>(4) 附則第2条の規定の適用については、同条第1項及び第2項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第6条第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得の金額</u>」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第6条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第6条第1項の規定による県民税の所得割の額」とする。 (株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)</p>	<p>第6条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の2中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第6条第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等の金額</u>」と、同条前段、第34条の3及び第34条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第6条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条第1項、附則第5条の5第1項及び附則第5条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第6条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の2後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第6条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第5条第1項中「<u>配当等に係るもの</u>」とあるのは「<u>配当等に係るもの及び附則第6条第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得</u>（同条第2項に規定する<u>特定上場株式等の配当等に係る配当所得については同項の規定により同条第1項の規定の適用を受けようとするものに限る。</u>）」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第6条第1項に規定する上場株式等に係る<u>課税配当所得等の金額の合計額</u>」とする。</p> <p>(4) 附則第2条の規定の適用については、同条第1項及び第2項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第6条第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等の金額</u>」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第6条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第6条第1項の規定による県民税の所得割の額」とする。 (<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)</p>

改正前	改正後
<p>第11条の2 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第31条及び第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令で定めるところにより計算した金額（当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（法第32条第15項の規定により同条第14項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第4項第2号の規定により読み替えて適用される第32条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。</p> <p>2 県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第37条の10第3項各号に掲げる金額（所得税法第25条第1項の規定に該当する部分の金額を除く。）その他施行令で定める事由により交付を受ける施行令で定める金額並びに租税特別措置法第4条の4第3項、第37条の10第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項に規定する交付を受ける金額（これらの規定により同法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。）は、前項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に</p>	<p>第11条の2 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第31条及び第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（第3項第2号の規定により読み替えて適用される第32条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。</p> <p>2 租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等を有する県民税の所得割の納税義務者が当該一般株式等につき交付を受ける同条第3項及び第4項並びに同法第37条の14の3第1項及び第2項の規定により所得税法及び租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第37条の10第3項及び第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。</p>

改正前	改正後
<p>関する規定を適用する。</p> <p>3 租税特別措置法第9条の7第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「の金額」とあるのは、「<u>の金額（租税特別措置法第9条の7第1項の規定の適用を受ける金額を除く。）</u>」とする。</p> <p>4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第32条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第11条の2第1項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(3) 第34条から第34条の4まで、附則第5条第1項、附則第5条の5第1項及び附則第5条の6第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の2中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条の2第1項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、同条前段、第34条の3及び第34条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条第1項、附則第5条の5第1項及び附則第5条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の2後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第11条の2第1項に規定する<u>株式等</u>に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。</p>	<p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第32条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第11条の2第1項に規定する<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(3) 第34条から第34条の4まで、附則第5条第1項、附則第5条の5第1項及び附則第5条の6第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の2中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条の2第1項に規定する<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、同条前段、第34条の3及び第34条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条第1項、附則第5条の5第1項及び附則第5条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の2後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第11条の2第1項に規定する<u>一般株式等</u>に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。</p>

改正前	改正後
<p>(4) 附則第2条の規定の適用については、同条第1項及び第2項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」とする。</p>	<p>(4) 附則第2条の規定の適用については、同条第1項及び第2項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」とする。</p> <p><u>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)</u></p> <p>第11条の2の2 県は、当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、法第32条第1項及び第2項並びに第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令で定めるところにより計算した金額（当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（法第32条第15項の規定により同条第14項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第3項において準用する前条第3項第2号の規定により読み替えて適用される第32条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当</p>

改正前	改正後
	<p>該損失の金額は生じなかったものとみなす。</p> <p>2 <u>租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等を有する県民税の所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項の規定により所得税法及び租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。</u></p> <p>3 <u>前条第3項の規定は、第1項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第3項中「附則第11条の2第1項」とあるのは「附則第11条の2の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と、「一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」と読み替えるものとする。</u></p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中佐賀県税条例附則第1条の2の改正規定、同条例附則第5条の5第1項第2号ウの改正規定（「第10条の5」を「第10条の5の4」に改める部分に限る。）並びに同項第3号、同条例附則第5条の6第1項第2号及び同条例附則第9条第3項の改正規定並びに附則第2条第2項の規定 平成26年1月1日
- (2) 第1条中佐賀県税条例附則第2条第2項第3号の改正規定、同条例附則第5条の5第1項第1号の改正規定及び同条例附則第5条の6の改正規定（同条第1項第2号に係る部分を除く。）並びに附則第2条第3項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成28年1月1日

(4) 第2条中佐賀県税条例附則第6条及び同条例附則第11条の2の改正規定並びに同条例附則第11条の2の次に1条を加える改正規定並びに附則第3条の規定 平成29年1月1日

(県民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の佐賀県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成24年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第1条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成25年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第2条第2項第3号の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成26年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第4号に掲げる規定による新条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。